

特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

受付印

(宛先) 古河 市長

令和〇年 〇月〇〇日

古河市税条例第321条の5の4の規定により、市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いたため、届出します。														
所在地 (住所)	茨城県古河市〇〇番地△△													
フリガナ	コウノショウジ													
名称 (氏名)	株式会社 甲野商事 ⑩													
代表者 氏名	代表取締役 甲野 一郎								電話番号		〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇			
法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	担当者 (連絡先) 〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇 (氏名) 経理部 古河 太郎
特別徴収義務者 指定番号	99999								※市町村ごとに異なります					
理由	※該当する番号に○を付けてください。 ① 給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため 2. その他 (理由:)													

関与税理士	乙野税理士事務所 乙野 太郎	(連絡先) 〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇
-------	-------------------	-----------------------

【 注意事項 】

- 届出者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名及び法人番号をそれぞれ記入し、押印してください。
- この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から納期の特例の承認の効力が、失われることになります。
※ 給与の支払いを受ける者が常時10人未満となったことにより、納期の特例の承認を受けようとする場合は、改めて申請が必要となります。
- この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に特別徴収した税額はその提出日の翌月の10日までに納入し、その後に特別徴収した税額は通常の納期限に納入していただくことになります。

〔 例 〕 この届出書を提出した日が3月の場合の納期限

◎12～2月分 ⇒ 4月10日まで

◎3月分 ⇒ 4月10日まで

◎4～5月分 ⇒ 翌月10日まで

【 提出先 】

【 提出先 】 〒306-8601 古河市長谷町 38番18号 古河市役所財政部 市民税課 市民税係